

長野堰の成立時期に関する一考察

西野 寿章* ・ 鈴木 耕太郎**

A study on the developers and development period of Naganoseki
in Takasaki City

NISHINO Toshiaki , SUZUKI Kotaro

(Received 31 August, 2020 ; Accepted 8 October, 2020)

Abstract

There is a legend that Naganoseki (Nagano Barrage) on Takasaki city, which supplies water to farmland, was developed 1,000 years ago. Many historical studies on Naganoseki before now have not been able to identify the developer and development period . In this study, we examined the contents of the description of “History of Naganoseki,” which is the only history book of Naganoseki. As a result, it became clear that until now, the description of “History of Naganoseki” was mistakenly cited. Therefore, we have confirmed the life of a developer 1000 years ago with a family tree. And, it became clear that the legendary digger was not the developer of Naganoseki. Many people were unaware that the expression “about 1000 years ago” was used to mean “a long time ago.”

I 本研究の目的と長野堰の開削者と開削時期をめぐる諸説

本研究の目的は、旧高崎市の北西部から東部へと貫流している農業用水・長野堰の開削者と開削時期について、検討を試みることにある。その理由は、長野堰の開削者、開削時期をめぐる定説がなく、それぞれの立場から多様な説明がなされているからである。その要因は、明治以前の長野堰の歴史に関する資料がほとんど存在していないことに起因していると言ってもよい。とはいえ、これまでの説が科学的に論じられているのかという点については、検証する余地があるようにも考えられる。

* 高崎経済大学地域政策学部観光政策学科・教授

** 高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科・講師

そこで本稿では、まず、公的機関、歴史学、考古学分野などにおける研究において長野堰の開削者、開削時期がどのように説明されているのかについて、その現状を概観する。次いで、諸説を生み出す要因ともなっている1905(明治38)年刊行の『長野堰史』の内容を検証する。『長野堰史』には、開削者として長野康業という固有名詞が記されている。そこで、堰の名称ともなっている戦国時代の豪族であった長野氏の系譜を確認して、長野康業の生存時期を確認する。そして、これらをふまえ、改めて長野堰の開削者と開削時期について考察する。

長野堰は、2016(平成28)年11月8日、世界かんがい施設遺産(Heritage Irrigation Structures, HIS)に登録されたが¹⁾、長野堰の開削者、開削時期については、後に詳しく見る群馬郡役所の役人がまとめた『長野堰史』²⁾に述べられているものの、これまでに定まった説がなく、様々な説が存在している。また、長野堰に関する研究は断片的に取り扱われても、長野堰そのものの研究は、僅かに新井信男が、土地改良区は本来、水稻栽培農家を主たる構成員とし、負担金により運営される農業水利団体であるが、長野堰が高崎市の防火機能を持っていることなどから高崎市が運営費の一部を負担しているという特殊性のあることを分析している研究に留まっており、体系的な研究も存在していない。

まず、本研究の動機となった長野堰の開削者、開削時期をめぐる諸説について概観する。現時点(2020年8月)において、インターネット上で閲覧可能な公的機関による長野堰の開削者、開削時期に関する記載を見てみると、長野堰の管理運営者である長野堰土地改良区のホームページでは「長野堰は約千百年前に、平城天皇・阿保親王・在原業平を祖とする上野国守の長野康業により開削され、室町時代の長野信濃守業政が今の長野堰の原形に整備したと伝えられている。その後、江戸時代には郡奉行所、堰奉行所が設置され管理していました⁴⁾」と紹介されている。

長野堰を紹介する高崎市のホームページでは「長野堰用水は、古くは室町時代より農業や市民生活に利用され、高崎市の発展の礎として大きく貢献している施設です。高崎の街や水田地帯は二つの自然河川に挟まれていながら、その台地状の地形から水の恩恵を受けにくい地域でした。水利に乏しいこの地域を潤すために長野堰用水の開削が始まったのは、約千年前と言われています⁵⁾」と紹介され、農林水産省・疎水百選のホームページでは「長野堰用水の歴史は古く、今から千有余年前に開削されました」と述べられ、同省・疎水名鑑では「今から約一千年前、長野康業(上野国守)が水路のもとを造ったと云われている。その後、戦国時代康業の子孫である長野業政(長野信濃守業政)が整備し、それまで天水で耕作していたこの地域は飛躍的にかんがい区域が拡大された⁷⁾」と説明されている。これらの記載における「約千百年前」、「約一千年前」との記述は、後に詳しく記述内容を検証する長野堰に関する唯一の書物である『長野堰史』が初出となっている。

その一方、「室町時代の長野信濃守業政が今の長野堰の原形に整備したと伝えられている」、「長野業政(長野信濃守業政)が整備した」、「古くは室町時代より農業や市民生活に利用されてきた」という記述は、『長野堰史』には記載がなく、他の文献や識者の見解を元に述べられているものと考えられる。長野業政は1,500年前後に築城された箕輪城(現高崎市・旧箕郷町)の三代目城主であった史実がある。管見によれば、長野業政が長野堰を整備したことを記した古文書の類は存在していない。長野氏が支配したのは長野堰上流部の小埸地方までと言われて

いる一方で、業政の時代には実質的な勢力範囲が、長野堰中流に位置する和田氏、下流に位置する倉賀野氏の領地に至るまで拡大したと伝えられてはいるものの、今現在、こうした歴史を証明する古文書は存在せず、それゆえに業政が開発したとするのは難しいのではないかと考えられる。

長野堰を世界かんがい施設遺産に認定した国際かんがい排水委員会 (ICID) は、公式ホームページにおいて、「長野堰水路の建設が始まったのは約千年前と言われている。1645年 (国立国会図書館蔵) より、群馬県の手描き地図に運河が鮮明に描かれていることから、遅くとも400年近く前に完成が確認できる」と説明している。国際かんがい排水委員会が、建設が始まったのは約千年前と言われている「伝承」と、長野堰が描かれている絵地図が存在している「事実」とを分けて説明している点に注目しておきたい。

次に、群馬県の歴史研究の見解を見てみる。まず、歴史研究者の近藤義雄は、各地の用水開発の時期より、長野堰は15世紀末から16世紀初頭において開発されたと述べているが、誰が開削したのかという点については明確に述べていない¹⁰⁾。さらに、地域史研究において、どのように述べられてきたのかについて刊行順にみる。1925年に編纂された『群馬郡誌』では、「其の創始は遠く今を距る凡そ一千余年前、長野康平の上野守に任ぜられ群馬郡浜川 (現今長野村) に在ること約七百年前、永正・大永の頃水利の便を欠き不毛の地多きを慨し創削したるものなり」と述べ¹¹⁾、1970年に編纂された『高崎市史 第二巻』では、長野堰の開削時期を永正・大永の頃としている。市制60周年を記念して編纂された『概観 高崎市史』では、長野憲業が箕輪城を築城した1526 (大永6) 年頃に長野堰が開かれたと記している。そして、1994年より新たに編纂・刊行された『新編高崎市史』においては、執筆により長野堰の開削時期を16世紀初め¹⁴⁾、中世末期¹⁵⁾、そして近世初め¹⁶⁾としている。このように、地域史研究においては、これまでに登場していない「七百年前」、「永正・大永の頃」が新たに加わった。

『群馬郡誌』は『長野堰史』を引用しており、「七百年前」は『長野堰史』の本文ではなく、榛名湖分水工事の竣工を祝う祝辞において述べられており、時代的には鎌倉時代を指していることになる。また、永正・大永の頃とは、室町時代の1504年から1527年までであり、長野氏が箕輪城を築城し、長野氏全盛時代と呼ばれる時期である。農業土木研究者である牧隆泰は、『日本水利施設進展の研究』において、長野堰の創設年代は確実に判明していないと断った上で、鎌倉時代の建長年間 (1249～1255) の頃、上野国守長野康業が烏川の水を引くため久留馬村 (現在の高崎市高浜町) 地内から左岸に4里にわたる水路を開削したというが、その後の経過は不詳であると述べている。牧の開削時期の示し方は、諸説ある中で最も年幅が狭く、6年間に絞り込まれている。牧は長野康業がこの時代に生存していたことと、建長年間に開削されたことを示す何らかの資料を見た可能性があるが、根拠とする資料が提示されておらず、なぜ建長年間に絞りこんだのかは不明のままである。なお、牧によると、長野康業が現在の長野堰と同じ4里16kmを開削したと記している点には注意を払っておきたい。

最後に、考古学研究における長野堰への言及について触れておきたい。高崎市南東部の長野堰の末端に当たる柴崎遺跡群、矢中遺跡群から大型水路が発掘され、新編高崎市史は「柴崎古墳群や矢中遺跡群のような平地水田では、相当遠くから掘った水路により給水することとなる。後に「長野堰」と呼ばれる、大掛かりな水路の存在が推定できる¹⁸⁾」と言及している。長野堰は、

もともとあった自然河川をつなげたとも推定されていることから、これらの遺跡群で発掘された水路の元は自然河川であった可能性もあり、この推定も成り立つものの、長野堰のほぼ末端地域で発掘された水路だけから、上流部から繋がっていた水路が存在していたと推定するには検討が必要であるように考えられる。

以上のように、長野堰の開削時期、開削者をめぐっては諸説あり、一定の見解を得ていないというのが現状のようである。その要因は、長野堰に関する資料に限られており、開削者、開削時期を特定できないからであると言ってもよい。そこで本稿では、まず『長野堰史』の記述を詳しく見た上で、確認できる長野氏の系図、系譜から、長野堰の開削者、開削時期について考察を加えることとする。

II 『長野堰史』の検証

長野堰の歴史を語る際の基本的文献である『長野堰史』は、当時、長野堰を管理していた群馬郡役所の役人で、長野堰普通水利組合の書記を務めていた新井馬吉によって1905（明治38）年にまとめられた。この前年には、安定した水流確保のために行われた榛名湖からの疏水工事が竣成しており、長野堰利用者の積年課題であった榛名湖水の利用が現実化している。したがって、『長野堰史』は上記工事竣成を祝う記念誌的な要素も帯びていたと考えられる。

新井は『長野堰史』の冒頭の凡例において「久シク資料ヲ索ムルコトニ務メ曩ニ之レヲ旧高崎藩主大河内家並ニ元長野堰関係町村近距離地点総代等ニ謀リシモ亦不幸ニシテ或ハ火災ニ罹リテ鳥有ニ帰シ或ハ世変ニ遭ヒテ散逸シ」ていると述べ、「書中往々古ニ粗ニシテ今ニ密ナルノ譏ヲ免ルハコト能ハズ読者乞フ諒セヨ」と述べている¹⁹⁾。『長野堰史』の編纂に当たって資料を集めようとしたが火災や世変によって資料が散逸したため、「今」のことについては詳しく書いているが、「古」のことについては粗く、詳しく書けていないと前置きしている。

さて、『長野堰史』は、長野堰の開削者、開削時期については「聞ク長野堰ハ無慮一千年以前ニ於テ長野康業ノ上野国守ニ任ゼラレテ群馬郡浜川ノ地ニ在リシ時ニ際リ之ヲ創削シタルモノナリト」と述べている。この一文は「聞けば、長野堰はおよそ一千年以前に、長野康業が上野国守に任命されて群馬郡浜川（現高崎市浜川町）の地にいた頃、この堰を初めて造ったという」という単純な文章に読めるが、この短い一文に長野堰の起源を考える際に重要な留意点は何点か含まれている。

まず「聞く」と述べていることである。すなわち、この一文は、誰かから聞いたことを記述している。それは、前述したように、長野堰の歴史をまとめるにも資料が残っていないと執筆者が断っているように、長野堰の起源や歴史を確証できる資料を収集できなかったことから、誰かから「無慮一千年以前ニ於テ長野康業」云々という話を聞いたと言うことである。誰かから聞いたかは判らず、その聞いた話の確証も取れなかったことから「聞く」を前置きしたものと考えられる。

次に「無慮一千年以前」というたいへん難解な時間の表現についてである。しばしば「約一千年前」と誤って引用されているが、「無慮一千年以前」とは、具体的にいつのことを指すのであろうか。極めて曖昧な時間の長さを表したものと考えられる。その際、無慮には、およ

そのほかに、ざっと、大方という意味がある。新井馬吉が文学に秀でた人物であったかどうかは知る術を持たないが、千年は、千歳、多くの年、非常に長い年月の喩えとして用いられることがある。このように考えると、「無慮一千年以前」は、特定の時期や時代を指したのではなく、むしろ多くの年、非常に長い年月の喩えとして用いたと考えることもできるのではないだろうか。そもそも、開削された時期が明確に判っているのであれば、こうした曖昧な表現を用いる必要がないからでもある。このようにみえてくると、長野堰の多くの説明において、1,000年前に開削が始まったとしているのは、必ずしも正しくないことになる。

そして「長野康業」と具体的な開削者名が明記されている点である。長野康業以外に『長野堰史』の本文に登場する歴史上の人物は、平城天皇、平城天皇の皇子である阿保親王、阿保親王の子どもである(在原)業平、業平の子どもである業重、業重の孫である業国、そして厩橋城風呂川を掘削したとの伝承がある長尾謙信(上杉謙信)や碓氷川疎通に尽力したと伝えられている仙石久俊に限られている。ここで留意すべきは、長野氏が支配力の象徴として16世紀初頭に築城した箕輪城の初代城主・長野尚業や長野氏全盛時代²⁰⁾を築き上げたとされる長野業政らの名前が一切出てこないことである。『長野堰史』によると、長野康業は、平安時代に一般化していた遙任、すなわち本官として京官にありながら地方官を兼ね、その任務に就かなかった悪習慣を改めたことで評価されたという。こうした康業の功績が、長野堰の関係地域に伝わってきたとも読み取れるが、長野氏全盛時代の当主である尚業や業政が『長野堰史』に全く登場せず、康業がその中心となっているのは不思議である。

その一方において新井は、長野康業は「業重ノ孫業国上野国守二任ゼラレテ新タニ石上ノ姓ヲ賜ハル其ノ十五世ノ孫ハ即チ康業ナリ」と述べている。この記述から、新井は長野堰の歴史を執筆するために資料を集める過程で、長年寺系図を見た可能性が高いと思われる。

後述するように、長野康業の名が現れている長野氏の系図は、長野氏菩提寺の一つである室田山長年寺に伝わっている長年寺系図と、もう一つの菩提寺で長野業政の墓のある原山長純寺に伝わっている長純寺系図に限られている。長年寺系図では、『長野堰史』の記述通り業国から15番目に康業が登場している。系図の多くは江戸時代に作成されているとされ、系図そのものの信憑性に問題があるとされるが、複数の系図に名があることから、実在の人物である可能性が高いと考えられる。長年寺系図を元として、当時の平均寿命によって康業の生存時期を推定すると、13世紀前半の鎌倉時代となった。この計算により、実在の人物である長野業政の生存時期が大きく外れないで史実と符合するからである。

ここまですべて整理すると、長野堰は鎌倉時代に長野康業によって開削されたということになる。「無慮一千年以前」の「以前」が気にかかるが、「無慮一千年以前」が遠い昔の鎌倉時代を指しているとする、話の辻褄が合ってくる。現に、長野氏の末裔には、長野堰は13世紀に長野康業が開削し、16世紀に長野業政が改修したと伝わっているからでもある。²¹⁾

問題は、新井馬吉が誰かから聞いた話のどの部分が事実なのか、伝説なのかという点である。少なくとも、新井馬吉自身は、長野堰の歴史に関わる古文書の類を見つけられたわけではなく、そのために長野堰の起源については、前述のごとく「聞ク長野堰ハ無慮一千年以前二於イテ長野康業ノ上野国守二任ゼラレテ群馬郡浜川ノ地二在リシ時二際リ之ヲ創削シタルモノナリト」と書かざるを得なかったのであろう。すなわち、この一文は人伝に伝わってきた「伝承」だと

捉えるべきであろう。新井自身は、その「伝承」の裏付けを取ろうとして、資料を探している最中、長年寺系図に出会い、康業が業国から15代目に当たることを確認して、「業重ノ孫業国（中略）其ノ十五世ノ孫ハ即チ康業ナリ」と述べたと捉えることができる。

このようにみえてくると、『長野堰史』の記述には、人伝に伝わってきた「伝承」と、系図で確認した「史実」が入り交じっていることが理解される。そのため、『長野堰史』の記述には矛盾が生じている。そこで、長野康業がいつの時代の人物だったのかを長野氏の系図、系譜から考察する。

III 長野氏系図・系譜の検証

前章では『長野堰史』において長野堰成立をめぐり、たいへん曖昧な表現となっている「無慮一千年以前」の解釈を示した。ただ、そうなると、およそ1,000年以前に長野康業という人物が実在していたかという点が重要となる。『長野堰史』では、康業について、「後二業重ノ孫業国上野国守二任ゼラレテ新タニ石上ノ姓ヲ賜ル其ノ十五世ノ孫ハ即チ康業ナリ」と述べ、康業は業国の15代後の子孫にあたると述べている。後述するように、長野氏の系図をたどると、業国の曾祖父は歌人として高名な在原業平（825-880）とされることから、業国は9世紀後半から10世紀の人物ということになり、そこからさらに15代後となると、『長野堰史』刊行より1,000年以前に康業はまだ誕生していなかったことになる。

この点については、著者である新井は単純に矛盾に気づかず書いた、ないしは矛盾があるとはわかりながらも、伝え聞いた話を実直にそのまま記したとも考えられる。ただ一方で、詳しい資料がなく、1,000年以前に康業が開削したと聞いてはいるものの、系図をひもとけば康業は業国の15代後の子孫であることは一見してわかることであるため、新井は康業が1,000年以前には生存していなかったということを暗に伝えたかったという可能性も否定できない。

また『長野堰史』では、康業について、業国の15代目の子孫に当たることを述べているが、これは後述するように、箕輪城を築城した長野業尚が開基した長年寺の長野系図を閲覧して述べている可能性が高いと考えられる。なぜならば、我々が調べた限りにおいて、系図上において、業国から15番目に康業が登場しているのは長年寺系図だけだからである。長年寺系図とは少し登場順序が異なるが、長純寺が所蔵している系図にも康業が登場している。しかし、浜川系図に康業は登場していない。

長野氏は、現在の高崎市浜川町に居を構えた豪族であった。室町・戦国時代の1500年頃には、長野業尚によって箕輪城が築城され、1566年に武田信玄に滅ぼされるまで四代にわたって長野氏が城主となっていた。近藤義雄によると、長野氏は鎌倉時代の上野武士を記した文献には全く登場しておらず、室町時代以降においても、信頼できる史料に見えてくるのは、戦国時代（1467-1573）に入ってからであり、その先祖についても不明の点が多いとされる。そして、長野氏の系図はほとんどが江戸時代に記されたものであり、戦国時代の記述は信頼できても、平安・鎌倉の時代まで遡る出自については信憑性に乏しいと述べている。こうした指摘をふまえると、長野康業そのものが伝承上の人である可能性も十分に考えられる。ただし、伝承上の人物の可能性があるとはいえ、彼の名が記された長野氏の系図が複数以上存在しているという事

実も軽視できない。長野氏の系図のほとんどは江戸時代に作成されたものとされ、信憑性の問題は残るものの、実存している資料をひとつの手懸かりとして長野堰成立の謎に迫ることは無意味なことではなからう。そこで、長野康業が実在した人物だったのかを知るために、現在見ることができる7本の長野氏系図を分析することにした。その系図の名称、所収図書又は所蔵者については、第1表に整理した。

第1表と第2表は、現時点において確認ができる7本の長野氏系図に直系の当主として、あるいは後継者として記載されている名前を登場順に整理したものである。すでに、近藤義雄によって、長野氏の系図には、長年寺系図と浜川系図の二種類あることと、康業は長年寺系図だけに記載のあることが指摘されている²³⁾。我々が調べた系図に限って言えば、康業は長年寺系図に記載され、浜川系図には記載がないことが判明した。加えて、当主数も長年寺系図、浜川系図ごとに、ほぼ同数となっていることも判明した。また、康業の記載のある原山長純寺の系図は、当主数からは長年寺系図に類似しているが、当主の名前が長年寺系図との間でズレがあることなど独自性が見えることから長純寺系図として分類した。

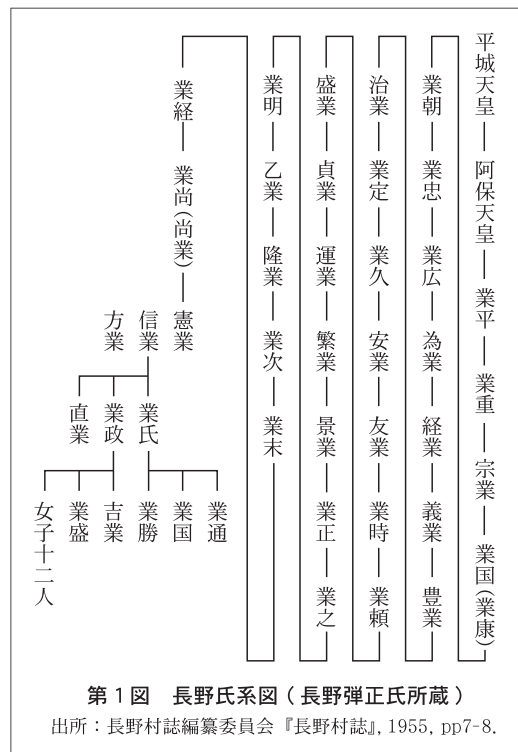
ここでいう浜川系図とは、長野氏が定着した高崎市浜川町の長野氏の末裔に伝わる系図であり、長年寺系図とは、1492(明応元)年に箕輪城城主・長野業尚が建立した長年寺(高崎市下室田町)に伝わる系図である。長純寺系図とは、1497(明応6)年に箕輪城初代城主・長野信業が旧箕郷町上芝に建立し、1557年に長野業政が現在地(高崎市箕郷町富岡)に移転した長純寺に伝わる系図である。

(1) 『長野村誌』所収「長野弾正氏所蔵長野氏系図」I

『長野村誌』に収録されている長野氏の末裔である長野弾正氏所蔵長野氏系図²⁴⁾(便宜上Iとしておく)を第1図に示す。それによると、

平城天皇(774-824)、阿保親王と続いて、阿保親王の第五子から在原姓となり、業平(880年没・56歳)・業重・業国(業康)、業朝、業忠と続いている。系図は、1566年に武田氏に滅ぼされた長野業盛まで記されているが、この系図には康業の名前は見えない。業平の第五子である業重が868(貞観10)年に上野国司となり浜川に住んだとある。そして業国(業康)から石上姓を名乗ったとされている。業国(業康)については、後述するように長純寺系図の添え書きにより、同一人物であることが判明した。

なお、当時の上野国は親王任国であり、国司はすべて親王が任命していた。一方、在原氏は業平の父・阿保親王が子息である行平・業平を臣籍降下させ、在原氏が賜与されていることを考えれば、そもそも長野



第1図 長野氏系図(長野弾正氏所蔵)

出所：長野村誌編纂委員会『長野村誌』, 1955, pp7-8.

第1表 長野氏家系図の比較 (1)

分類	長純寺系図	長年寺系図			浜川系図			
系図名	石上姓 長野系図	石上朝臣 長野伊予守 業尚系譜	石上姓 長野系図	長野氏系譜	長野弾正氏 所蔵長野氏 系図 I	長野弾正氏 所蔵長野氏 系図 II	長野氏略系	
所収図書 又は 所蔵者	原山長純寺文書 (長純寺所蔵 [群馬県立文書 館複製収蔵])	『室田山 長年寺史』 1973年	室田山 長年寺文書 (長年寺所蔵 [群馬県立文 書館複製収 蔵])	長野 佐九家文書 (長野佐九家 所蔵[群馬県 立文書館復 製収蔵])	『長野村誌』 1955年	『箕郷町誌』 1975年	齋藤平治郎編 『長野氏 興廢史』 1925年	
登 場 順 序	神武天皇 平城天皇 阿保親王	平城天皇 阿保親王	神武天皇 平城天皇 阿保親王	神武天皇 平城天皇 阿保親王	平城天皇 阿保親王	平城天皇 阿保親王	平城天皇 阿保親王	
	1 業平 2 棟梁 3 業国・業重・業康	業平 業重 宗業	業平 業重 宗業	業平 業重 宗業	業平 業重 宗業	業平 業重 宗業	業平 業重 宗業	
	4 業朝 5 業俊 6 業忠 7 業広 8 為業 9 業経 10 業義 11 業家 12 業豊 13 業治 14 業定 15 業久 16 業安 17 業友 18 業時 19 業頼	業朝 業俊 業忠 業広 為業 業経 業義 業家 業豊 業治 業定 業久 業安 業友 業時 業頼	業朝 業俊 業忠 業広 為業 業経 業義 業家 業豊 業治 業定 業久 業安 業友 業時 業頼	業朝 業俊 業忠 業広 為業 業経 業義 業家 業豊 業治 業定 業久 業安 業友 業時 業頼	業朝 業俊 業忠 業広 為業 業経 業義 業家 業豊 業治 業定 業久 業安 業友 業時 業頼	業朝 業忠 業広 為業 業経 業義 業家 業豊 業治 業定 業久 業安 業友 業時 業頼	業朝 業忠 業広 為業 業経 業義 業家 業豊 業治 業定 業久 業安 業友 業時 業頼	
	20 業頼	康業	康業	盛業	盛業	盛業	盛業	
	21 盛業	貞業	貞業	貞業	貞業	貞業	貞業	
	22 康業	運業	運業	運業	運業	運業	運業	
	23 運業	繁業	繁業	繁業	繁業	繁業	繁業	
	24 繁業	景業	景業	景業	景業	景業	景業	
	25 業守	業守	業守	業守	業守	業守	業守	
	26 重業	重業	重業	重業	重業	重業	重業	
	27 業仲	業仲	業仲	業仲	業仲	業仲	業仲	
	28 業易	昌業	昌業	昌業	昌業	昌業	昌業	
	29 業次	業次	業次	業次	業次	業次	業次	
	30 業清	業清	業清	業清	業清	業清	業清	
	31 業吉	業吉	業吉	業吉	業吉	業吉	業吉	
	32 業成	業成	業成	業成	業成	業成	業成	
	33 業満	業満	業満	業満	業満	業満	業満	
	備考		業頼→康業 →貞業と続 いている。	業頼→盛業 →康業→貞 業と続いて いるが、盛 業に続く系 譜はなく、 康業から貞 業へと続い ている。第 1図参照。	業頼→盛業 →貞業とつ ながり、康 業は業助と ともに兄弟 として記載 している。第 1図。			

[注] ※()は、同一人物。
※[]は、記載が抜けていると思われる箇所。

第 1 表 長野氏家系図の比較 (2)

分類	長純寺系図	長年寺系図			浜川系図		
系図名	石上姓 長野系図	石上朝臣 長野伊予守 業尚系譜	石上姓 長野系図	長野氏系譜	長野弾正氏 所蔵長野氏 系図 I	長野弾正氏 所蔵長野氏 系図 II	長野氏略系
所収図書 又は 所蔵者	原山長純寺文書 (長純寺所蔵 [群馬県立文書 館複製収蔵])	『室田山 長年寺史』 1973年	室田山 長年寺文書 (長年寺所蔵 [群馬県立文 書館複製収 蔵])	長野 佐九家文書 (長野佐九家 所蔵[群馬県 立文書館複 製収蔵])	『長野村誌』 1955年	『箕郷町誌』 1975年	齋藤平治郎編 『長野氏 興廢史』 1925年
登 場 順 序	19 業頼	康業	康業	盛業	盛業	盛業	盛業
	20 業盛	貞業	貞業	貞業	貞業	貞業	貞業
	21 業康	運業	運業	運業	運業	運業	運業
	22 業運	繁業	繁業	繁業	繁業	繁業	繁業
	23 業繁	景業	景業	景業	景業	景業	景業
	24 業景	業守	業守	業守	業正	業正	業正
	25 業守	重業	重業	重業	業之	業之	業之
	26 業重	業仲	業仲	業仲	業明	業明	業明
	27 業業	昌業	易業	業次	乙業	乙業	乙業
	28 業業	業次	業次	業清	隆業	隆業	隆業
	29 業業	業清	業清	業古	業次	業次	業次
	30 業業	業古	業古	業盛	業末	業末	業末
	31 業業	業成	業盛	業滿	業經	業經	業經
	32 業業	業滿	業滿	業信	業尚	業尚	業尚
	33 業業	業信	業信	業正	業憲	業憲	業憲
	34 業業	業正	業正	業常			
	35 業業	業常	業常	業宗			
	36 業業	業宗	業宗	業長			
	37 業業	業長	業長	業俊			
	38 業業	業俊	業俊	業景			
	39 業業	業景	業景	業涼			
	40 業業	業涼	業涼	業陰			
	41 業業	業治	業陰	業行			
	42 業業	業行	業行				
	43 業業	業正	業正	業之			
44 業業	業之	業之	業明				
45 業業	業明	業明	乙業				
46 業業	乙業	乙業	隆業				
47 業業	隆業	隆業	業次				
48 業業	業季	業次	業末				
49 業業	業次	業末	業經				
50 業業	業經	業末	業尚				
51 業業	業尚	業經	業方				
52 業業	業尚 信業・憲業	業方 憲業	業尚 憲業				
備 考				業尚の次に 方業が現れ ているが方 業の後継の 記載はなく、 業尚摘子と して憲業へ 続いている。			

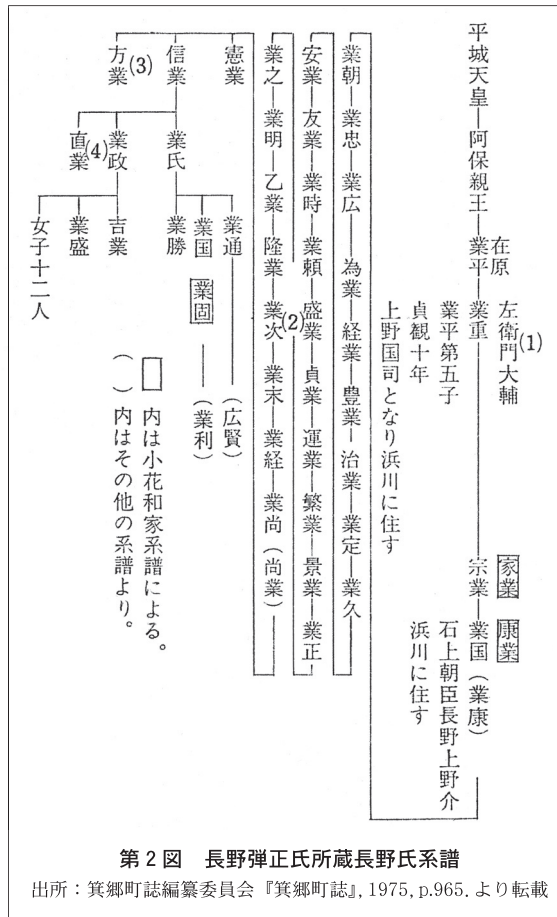
氏が在原氏の流れを引こうとも、上野国国司に任命されることはあり得ない。つまり、上野国国司という肩書きは伝承されてきたものであり、歴史的事実ではないということになる。ただ、いまは史実であるかどうかは置いておき、系図においてそのように記されている、つまりそのような伝承が長野氏に継がれていたことに重きを置きたい。

(2) 『箕郷町誌』所収「長野弾正氏所蔵長野氏系図」II

次に『箕郷町誌』に収録されている「長野弾正氏所蔵長野氏系図」²⁵⁾(便宜上IIとしておく)を第2図に示した。この系図は『長野村誌』と同じ長野弾正氏所蔵の系図であり、浜川系図に分類される。「長野弾正氏所蔵長野氏系図」Iと『上野国群馬郡箕輪城主 長野氏興廃史』所収「長野氏略系」と並べると、10番目は記載漏れと思われる。この「長野弾正氏所蔵長野氏系図」IIにも、やはり、康業の名は見えない。この系図において注意すべきは、宗業の右横に「家業」、業国の下に(業康)、右横に「康業」と記されていることである。業国(業康)については、同一人物であることが後述の長純寺系図から判明していることから、「康業」は業国・業康とは別人である。

家業という名前は、他の長野氏系図には全く現れていない名前であるが、康業は、長野堰の開削者として伝承されている名前である。この「康業」が記載されているとされる小花和家系譜については、その所在を確認することができなかつたため、『箕郷町誌』に収録されている「長野弾正氏所蔵長野氏系図」が、なぜこのような描き方をしていたのかについて、その理由は執筆者の死去により知ることができなかった。なお、系図所有者への聞き取りによれば、系図には、第2図中の「家業」、「康業」との記載はないとのことである。

小花和家系譜については、第2図の解説に、「直業は富岡城主となっているが、小花和業修系譜では小塙若狭守高成と改名、小塙七邑を領地したとし、墓所は長年寺である²⁶⁾と述べられており、小花和家の存在を知る大きなヒントを与えている。直業は、この「長野弾正氏所蔵長野氏系図」によると箕輪城主三代目城主・信業の子で、四代目城主・業政の弟である。小塙七邑とは、現在の高崎市上小塙町、下小塙町を合わせた小塙町の範囲にあった自然村を指していると考えられる。日本姓氏語源辞典によれば、小花和氏は小塙の異形とされ、江戸幕府の幕臣、甲府藩士とされている。同幕臣は小塙村から



第2図 長野弾正氏所蔵長野氏系譜

出所：箕郷町誌編纂委員会『箕郷町誌』, 1975, p.965. より転載

小埜姓を称して改姓したとされている²⁷⁾。また、小花和氏は上野国群馬郡小埜村に住していたことから「小花和」を称号としたと伝えられており、また在原氏族であるとも伝えられている²⁸⁾。すなわち、長野氏の一族の流れを汲むと考えて良いだろう。このことから、小花和家は長野氏から何らかの理由により独立した家系と考えられ、その時期は、墓所が長年寺にあることから、長年寺が建立された1492年前後であったと推測される。なぜ系図に「康業」と書き添えたのか、これについては解明することができなかったが、後述するように業国は業康であることが長純寺文書から明らかとなったことから、「康業」は業国・業康と同一人物ではないことが明確となった。管見によれば、「康業」が業国・業康の時代に生存していたとする長野氏系図や記述がほかに見当たらないことから、「康業」が長野康業を示している可能性は極めて低いと考えられる。

(3) 齋藤平治郎編纂『上野国群馬郡箕輪城主 長野氏興廃史』所収「長野氏略系」

この書物は、1925(大正14年)年に、旧群馬町の教育者であった齋藤平次郎によって編纂された。この書物の中に「長野氏略系」が収録されている。「長野氏略系」に記載されている当主を順に第1表、第2表に整理した。それによると、業平、業重の次が業康となっている。業康は、後述の原山長純寺文書「石上姓長野系図」の添え書きから、業国と同一人物であることが判明している。この業康を4番目にずらすと、5番目以降が長野弾正氏所蔵長野氏系図I・IIと一致することから、3番目は記載が抜けているものと考えられる。この系図に康業は登場せず、長年寺系図であれば康業が登場する19番目には盛業が登場していることに注意しておきたい。

(4) 『室田山長年寺史』所収「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」と室田山長年寺文書「石上姓長野系図」

次に見る系譜は、長野業尚が1492年に建立し、長野業尚、長野憲業、長野業氏、長野業政、長野業固、長野業茂、長野業統の長野氏七基の墓がある長年寺(高崎市下室田町)の歴史をまとめた『室田山長年寺史』に収録された「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」²⁹⁾である。この系譜に登場している当主を第1表、第2表に整理した。それによれば、21番目に康業の名前があり、康業は刑部大輔、上野国司とあり、浜川館に住み、長野氏中興の祖との添え書きがある。この「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」は、名称から長年寺を建立した長野業尚の先祖を示したもので、江戸時代後期³⁰⁾に作成されている。

この系譜は、第1表、第2表に整理した室田山長年寺文書にある「石上姓長野系図」(群馬県立文書館保存)と当主の名前の順序が一致していることから、原本は同じ系図である可能性が高いが、「石上姓長野系図」に書かれている康業の名には刑部太夫従是関東下向上州守護住と添え書きがあり、刑部大輔、上野国司となっている『室田山長年寺史』の記載とは異なっている(第3表)。康業の職名については、室田山長年寺文書の「石上姓長野氏系譜」と長野佐九家文書の「長野氏系譜」においても、康業と盛業の役職名が逆になっており、どちらかが書き間違いをしていると思われるが、これは後述するように、康業と盛業が兄弟であり、当主とした方に上位の肩書きを添え書きしているようにも考えられる。なお、原山長純寺文書「石上姓長野氏系譜」と『長野氏興廃史』においても、刑部太夫という標記がある。

刑部大輔(大夫・太夫)は、訴訟の裁判・刑罰の執行を司った刑部省の次官にあたり、国司は奈良時代に貴族を中心とした朝廷によって、中央集権国家をつくるために制定された律令制

の下で、中央から派遣された地方官を指す。また、守護は鎌倉・室町両幕府の職制で国ごとに置かれた軍事・行政官であった。なお、刑部大輔と国司は奈良時代から、守護は鎌倉時代から設けられた役職である³¹⁾。室田山長年寺文書「石上姓長野氏系譜」には、康業は刑部太夫従是関東下向而上州守護住と添え書きされており、刑部大輔であるから上州守護だったということになる。刑部大輔が守護であったという標記は、他の系譜でも見られる。

ところで、鎌倉時代の平均寿命は24歳とされ³²⁾、14～15歳あるいは17歳で元服式が行われた³³⁾。業平（825～880）の没後から、仮に17歳で全ての代が継承されていたとすると、323年後の1203年に康業に継承されたことになり、康業は鎌倉時代の人物だということになる。この系図が正しいければ、康業は鎌倉時代の人物となり、「石上姓長野系図」の系図の康業の名に書き添えてある上州守護も正しい肩書きとなる³⁴⁾。また、康業については、14枚にわたって書かれている長年寺文書の1つ「長野由来記」の記述の中に、康業は上州守護として浜川に住んでいたこと、康業から31代目が伊予守業尚であるとも述べられており、これは系図とも一致している。

この「石上姓長野系図」は、長年寺の過去帳などを資料とした可能性も考えられるが、聞き取りによると、長年寺の火災により過去帳は消失して残されていない。そのため、過去帳と符合するかどうかについては確認できなかった。この系図の元となった資料は不明であるものの、康業については、系図だけではなく、由来記に二度も名前が記されているところから、その実在の如何を問わず長野氏系図の中で重要人物として位置づけられていたと見ることができよう。その理由は、系図には書かれていないものの、『室田山長年寺史』に書かれているように康業が長野氏中興の祖と見なされていたことと関係しよう。しかし、康業が長野氏を立て直したとする史実はやはり確認できなかった。

このように、「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」と「石上姓長野系図」の記載は完全には一致しないが、康業という人物が長野氏元祖といわれる業重から17番目に記されているということ系図上において確認することができた。また、さらに二つの系図に康業が登場していることが資料調査により判明した。

(5) 長野佐九家文書（高崎市紺屋町）の「長野氏系譜」³⁵⁾

高崎市紺屋町の長野佐九家文書にある「長野氏系譜」には、康業が登場しており、長年寺系図に分類される。しかしながら「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」、「石上姓長野系図」とは記載が異なっている。「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」、「石上姓長野系図」において康業は19番目に記載されているが、この「長野氏系譜」で19番目に登場しているのは盛業、20番目は貞業となっており、康業は当主の位置づけにはなっていない。この系図において康業は、盛業の弟となっている（第3図）。盛業、康業、業助の三人が兄弟と示され、長野氏の後継は盛業となっている。そして盛業は、刑部太夫従是関東下向上州守護住とあり、康業は宮内少輔と記載されている。「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」では康業の職として記載されていた職名が、表現は異なるが盛業に記載され、康業には異なる職名が添え書きされている（第3表）。これは、どちらかが記載を誤っているものと考えられる。この「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」から、康業を当主と位置づける系図と、盛業の弟に位置づけて、当主あるいは後継者としていない系譜の二種類が存在していることが判明した。どちらの系図を見たかによって、19番目に盛業が記

載されるか、康業が記載されるのかが決まっていたと考えられる。なぜ二種類の系図が存在していたのだろうか。これについての考察は後述する。

(6) 原山長純寺文書「石上姓長野系図」³⁶⁾

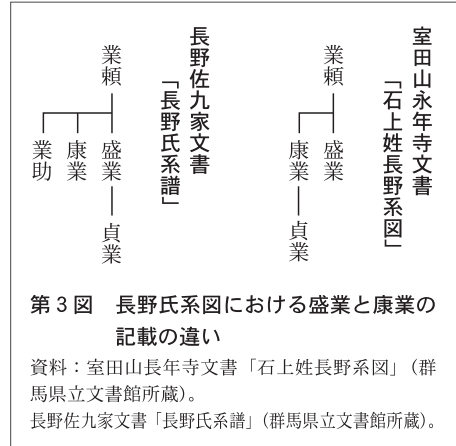
長純寺文書にある「石上姓長野系図」にも康業の名前がある。系図に記載されている当主の数から大きく分けると長年寺系図に入るが、2番目には業重ではなく、唯一、棟梁が記載され、3番目には業国、業重、業康が同列で記載されている。また、長年寺系図、浜川系図には出てこない業俊が5番目に、業家が11番目に記載され、20番目に盛業、21番目に康業が記載されている。その結果、12番目以降35番目までにおいて、長年寺系図より一代遅いズレが見られる。36番目から40番目は長年寺系図と同じであるが、41番目の業治は長純寺系図だけに記載があり、48番目の業末、49番目の業次の順序が長年寺系図とは逆となっているなど、長純寺系図だけに見られる特徴がある。

棟梁は室田山長年寺文書「石上姓長野系図」では、業平の長男となっており、次の当主は業重となっている。また、5番目の業俊は、長年寺文書では業国の子でも業朝の弟となっており、当主は業朝となっている。そして、11番目に記載されている業家は、義業の子でも豊業の弟となっているなど、兄弟の内、当主となって長野氏の継承者が独自のものとなっている。この系図において特徴的なのは、3番目に業国、業重、業康が同時に記載されていることである。系図には「二代業平五男石上五郎丸業国 長野五郎丸業重 右同人也」と添え書きがある。すなわち、業国と業重は同一人物であると添え書きされている。

また、「三代次男石上姓従五位下 侍従長野上野守始賜ふ 長野業国長男業朝事 業国業康と云ふ」とも添え書きがある。三代業国の長男は業朝であり、次男が業俊である。長年寺系図「石上姓長野系図」においては、業朝が5番目の当主として記載され、業忠へ継いでいるが、原山長純寺文書「石上姓長野系図」では、長男、次男の順に当主となり、業忠に継承したとなっており、長年寺系図、浜川系図の3番目に出てくる宗業は長純寺系図には存在していない。さらに、業国は康業と言うとある。第2表における4番目の当主は、長年寺系図では業国、浜川系図では『長野氏興廃史』が業康、長野弾正氏所蔵系図では業国（業康）となっている理由がこの添え書きから分かり、閲覧した系図によって業国か、業康のどちらかが記載されている場合と、業国と業康が同一人物であることを知っている系図では業国（業康）と書き記したのと考えられる。『箕郷町誌』に収録されている「長野弾正氏所蔵長野氏系図」に書き記してある「康業」については、他の系図、古文書等に、この時代に生存していたとの記載が見当たらないことから、長野堰を開削したと伝承されている長野康業ではないことが明確となった。

IV 二系統の長野氏系図とその要因

以上のように、町村史を含め、今見ることのできる長野氏系図は同一ではないが、第1表、



第3図 長野氏系図における盛業と康業の記載の違い

資料：室田山長年寺文書「石上姓長野系図」（群馬県立文書館所蔵）。
長野佐九家文書「長野氏系譜」（群馬県立文書館所蔵）。

第3表 系図における長野康業の職名

分類	長純寺系図			長年寺系図			浜川系図		
	石上姓 長野氏系譜	石上朝臣 長野伊予守 業尚系譜	石上姓 長野氏系譜	長野氏系譜	長野正氏所蔵 長野氏系図Ⅰ	長野正氏所蔵 長野氏系図Ⅱ	長野氏略系		
所収図書 又は 所蔵者	原山長純寺文書 (長純寺所蔵 [群馬県 立文書館複製収蔵])	『室田山長年寺史』 1973年	室田山長年寺文書 (長年寺所蔵 [群馬県 立文書館複製収蔵])	長野佐九家文書 (長野佐九家所蔵 [群馬県立文書館複製 収蔵])	『長野村誌』 1955年	『箕郷町誌』 1975年	齋藤平治郎編 『長野氏興廃史』 1925年		
長野康業 の職名	刑部大夫従是関東下向 上野守	刑部大輔, 上野国司	刑部大夫従是関東下向 而上州守護住	宮内少輔	/	/	/		
長野盛業 の職名	伊予守 宮内少輔	/	宮内少輔	刑部大夫従是関東下向 上州守護住	/	/	刑部大夫		
康業の次	運業	貞業	貞業	貞業	/	/	/		
長野家元祖 業重の 添え書き	業平五男石上五郎丸業 国 長野五郎丸業重 同人 也	業重 上野国司	業重 長野元祖五郎丸 従四位下左衛門太輔	業重 長野元祖五郎丸 従四位下左三門太輔	業重 業平第五子 貞観十年上野国司	業重 長野元祖五郎丸 従四位下左右衛 門太輔			
業国の 添え書き	長野重国長男 業朝事 業国 業康と云ふ	姓石上を賜り 従五位下侍従, 上野介	長野上野守始賜 石上姓従五位下侍従	長野上野守始賜 石上姓従五位下侍従	石上朝臣長野上 野介 石上姓の元祖也	石上朝臣長野上野介			

第2表を作成することによって、長年寺系図と浜川系図の違いが明確となった。長野康業が記載されている系図は、『室田山長年寺史』に収録された「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」、室田山長年寺文書の「石上姓長野系図」、長野佐九家文書の「長野氏系譜」、そして、原山長純寺文書の「石上姓長野系図」である。長野康業が記載されていない系図は、『長野村誌』に収録されている「長野弾正氏所蔵長野氏系図」(Ⅰ)、『箕郷町誌』に収録されている「長野弾正氏所蔵長野氏系図」(Ⅱ)、齋藤平治郎編纂『上野国群馬郡箕輪城主 長野氏興廃史』所収の「長野氏略系」である。近藤義雄は、すでに康業の名が見える系図は「長年寺系図」であり、浜川の長野家に伝わっている「浜川系図」には名が見えないと指摘しているが、なぜ二系統の系図が存在しているのかについては言及されていない。

我々は、長野氏に関するいくつかの系図を見る中で、次の二つの傾向のあることを析出した。第一には、業平を1番目とし、登場順に番号を付すと、18番目の業頼までは『箕郷町誌』所収系図の10番目と『長野氏興廃史』の3番目に転記抜けがあるものと見なすと、長年寺系図、浜川系図の当主は同じである。業国(業康)の標記も、長純寺系図の添え書きにより業国と業康は同一人物であることが判明した。また20番目の貞業から23番目の景業までも長年寺系図、浜川系図とも同じである。長年寺系図と浜川系図が大きく異なるのは、24番目以降において、長年寺系図は業守で始まって箕輪城第四代城主・憲業まで当主は29人、浜川系図では業正から始まって憲業まで当主は10人と当主数に大きな違いが見られる。

業平から業尚までの登場人物は、長年寺系図では52人、浜川系図では33人と19人の違いがある。この違いは、表の24番目以降の当主あるいは直系の扱いの違いによって生じていることが判明した。すなわち、24番目を業正とし、33番目を憲業としている浜川系図は、長年寺系図の24番目の業守から42番目の業行までが系図に入っていないという点で共通していることが明らかになった。これらより、3本の長年寺系図、3本の浜川系図は、それぞれに共通した基準によって当主を順に並べていることも明らかになった。その際、長純寺系図は、同類の系図がなく、独自の基準により当主を順にした系図となっている。

ここで、浜川系図と長年寺系図に見られる違いについて考えてみたい。室田山長年寺文書の「石上姓長野系図」によれば、23番目の景業の職位は左右衛門佐となっている。24番目の業守の職位は因幡守となっている。以降、重業は越後守、業仲は越前守、易業は越中守、業次は伊勢守となっており、39番目の業景は伊予守、40番目の業涼も伊予守、41番目の業陰は伊勢守、そして42番目の業行は武蔵守となっている。このように24番目から42番目までの全員が上野国以外の地域の国司であった訳ではないが、43番目の業正は弾正忠、44番目の業之は上野守となっており、このことから、上野国以外の国の国司らを直系から省いた、あるいは外したのではないかと考えられる。そのため、職名を記す際、上州守護住と添え書きをしているのは、上野国、上州に居た人と上野国、上州以外にいた人を系図上で区別するためではないかと考えることができる。

第二には、長野氏に関する先行研究では全く触れられていない系図による盛業と康業の扱いの違いである。前述したように康業を直系とした系図と、兄とみられる盛業を直系とした系図の二種類が存在していることが判明した(図3)。その際、康業が登場している長年寺系図では、27番目が昌業と易業、31番目の業成と業盛、そのほか40番目と41番目、48番目から51番目

において名前が異なっているが、24番目が業守で始まり、42番目が業行、43番目が業正、そして52番目が憲業となっている点で共通している。『室田山長年寺史』に収録された「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」は、室田山長年寺文書の「石上姓長野系図」を参照したと思えるが、「石上姓長野系図」の直系、傍系にもない名前が「石上朝臣長野伊予守業尚系譜」に存在していることから、我々が見つけれなかった他の系図を参照している可能性もある。

以上を整理すると、長野康業は、三つの長野氏系図にその名があることから、実在した人物であるとは言い切れないものの、実在の可能性は低いとも断言できない。また仮に伝承上の人物であったとしても、長野氏の歴史の中では、実在したに等しい存在感を放っている。1815年に作成されたと思われる「由来記」には、「康業上州守護職□□浜川住」との記載も見え、仮にこの記述も伝説だとしても、康業という名前が何らかの要因によって語りつがれてきたことは疑いようもない。

康業が現れない系図は、元資料において、兄である盛業を当主とし、弟の康業を当主として位置づけていない系図となっている可能性が高く、康業という名前は、長年寺系図には現れるが、浜川系図では康業の兄と思われる盛業を当主としていることから康業は現れていないという規則性のあることが判明した。そのため、浜川系図を用いて当主だけを図化した場合には康業は系図に現れず、実在しなかったことになる。仮に康業が実在していたとすれば、前述したように、鎌倉時代の平均寿命と元服年齢を勘案すると、康業が当主を継承したのは1203年、18歳で継承したとすると1222年ということになり、鎌倉時代に生存していたと考えられる。長年寺文書の「石上姓長野系図」において、康業は守護職であったとの記載も、守護職が鎌倉時代に設けられた役職であったことから時代が合致する。事実、これまでの先行研究においても、近藤義雄は康業を鎌倉時代の人物だとしている。³⁸⁾

長野氏は、平安末期以来、長野郷を本拠地とした豪族と言われており、⁴⁰⁾鎌倉時代に入って、本拠地の開田を進めるために、その時代にいた康業が用水路を開削したと考えることもできる。だが、康業の職位である守護は、15世紀になると守護大名と呼ばれ、一国の行政権を手中に収め、領国支配を確立するものの、それ以前にはそこまでの権力は集中していなかった。たとえば、鎌倉時代に入った1185年末に、守護は大番役の幕府將軍家の家臣である御家人の指揮・監督と謀反人・殺人などの追補と規定され、幕府は国衙行政への関与と土地・住民の支配を禁じていた。⁴⁰⁾一方、地頭は、⁴¹⁾荘園・公領に置かれ、所領の管理と徴税、荒地開発、検断（警察・裁判）の権限を有していた。⁴¹⁾地頭であれば、用水路開発の動機があったと考えられるが、管見によれば康業が地頭であったという添え書きはなく、たとえこの時代に康業が実在していたとしても、彼が長野堰を開削したとする合理的理由は見当たらない。

V 長野堰の開削者と成立時期の考察

以上、先行諸説をふまえつつ、新たな資料分析を加えて、長野堰の開削時期と開削者について考察を進めてきた。長野堰は、長野康業がおおよそ1,000年以前に開削したと伝承されているが、まずは康業が1,000年以前に実在した人物であったかどうかを確認することが重要であった。系図の信憑性の問題については、先学によってすでに指摘されているが、系図上に名前が

あるかどうか、この伝承を検証するためにまずは必要であった。従来から指摘されているように、長野氏の系図は、大きく長年寺系図と浜川系図に分けられる。その際、この二つの系図の違いは、康業が系図上に登場しているかどうかという点と、他国に国司や守護として出向した一族を当主、あるいは直系の後継者と見なすか、見なさないかという点にあった。長年寺系図は、他国へ出向したと思われる一族も当主、あるいは直系の後継者と見なしていたが、浜川系図は、他国へ出向した一族を当主、あるいは直系の後継者と見なしていないことが判明した。その際、康業は、長年寺系図だけに登場している。

系図が二種類あることは、すでに近藤義雄が指摘しているが、なぜ、二系統の系図があるのか、その要因は言及されてなかった。今回明らかになったことは、康業を当主、あるいは直系の後継者と位置づけている系図と、康業の兄・盛業を当主、あるいは直系の後継者と位置づけている二種類の系図があり、概ね、前者は長年寺系図、後者が浜川系図であることも判明し、独自の系図と位置づけられる原山長純寺系図では、盛業、康業の順で当主、あるいは直系の後継者としていた。長年寺系図の登場順から康業の生存時期を当時の平均寿命から推定すれば鎌倉時代となるが、浜川系図だけを見た場合には盛業だけが記載され、康業は記載されていないため、その存在にも気づかなかった可能性もある。

その結果、長野堰の開削者と開削時期は大きく二つの傾向にまとめられることになる。第一は、長野氏が浜川に定着した平安末期に続く鎌倉時代を開削時期とする鎌倉時代開削説である。第二は、箕輪城が築城された15世紀末から16世紀初頭、1500年頃を開削時期とする室町（戦国）時代中後期開削説である。

第一の鎌倉時代開削説は、伝承として長野康業が開削したと伝えられてきた。その康業は、長年寺系図の複数の系図に名前が現れ、系図上では鎌倉時代前期に生存していた可能性が高く、加えて、鎌倉幕府が設置した守護職に就いていたとの古文書の添え書きもあった。鎌倉時代は、大きく見れば『長野堰史』が伝えてきた「無慮一千年以前」に該当するとも捉えられようが、しかし、鎌倉時代の守護職は、幕府が土地・住民の支配を禁じていたことから、康業が長野堰を開削したとする合理的な理由が見出せない。

第二の室町（戦国）時代中後期開削説は、業尚が箕輪城を築城し、長野郷支配を揺るぎないものとした時に、地域統治を強固なものとするために農業用水を開削して、支配地域の農業生産力を高めたと考えられてきたと考えられ、開削の動機に十分な説明力がある。箕輪城第四代城主・長野業政は、「農政に力を注ぎ開墾、かんがいを積極的に行い領民を愛護した」、「偉大な統率力」があり、「長野堰などの灌漑用水を通じて民の経済力を養った」とも伝えられている。⁴²⁾

その際、長野氏の政治勢力の及ぶ浜川南部から小埜地方（現在の高崎市浜川町から我峰町、上小埜町あたり、長野郷の東端⁴³⁾）の灌漑は、白川からの取水で足りたとも言われ、現在のような延長16kmに及ぶものではなかったとも考えられている。長野氏の館跡の発掘によって、長野氏は15世紀前半には相当な勢力を持った豪族に成長していたと考えられており、15世紀後半には上州一揆の中心的武士団に成長していた。⁴⁴⁾ 長野氏の全盛時代は、⁴⁵⁾ 箕輪城築城（1500年頃）から武田氏によって落城した1566年までの間だったとも言われている。近藤義雄や『新修高崎市史』が、室町（戦国）時代中後期開削説をとっているのは、用水路の開削動機として

説明力があると考えてきたからではないだろうか。太閤検地の頃から増加する全国の灌漑用水は、領主、藩主の地域支配のために開発されたと考えるのが妥当だからでもある。箕輪城の築城年については、定まっていないところもあるが、箕輪城主が長野尚業、長野憲業、長野業政、長野氏業と変遷したこの間に開削された可能性が高いと考えられる。ただし、その範囲は前述したように長野氏の勢力範囲であった長野堰の源流部にあたる小埜村までであり、小埜村より下流については、自然河川を利用しながら高崎藩が整備したとも考えることができる。それは、石高制による幕藩体制が成立し、高崎藩にとって、浸透性の高い高崎台地上の古領の村々から定めた年貢米を確保するためには、農業用水を供給する施設が不可欠であったからである。

このように考えて来ると、長野堰の歴史を考える上での基本文献である『長野堰史』において述べられている「聞ク長野堰ハ無慮一千年以前ニ於イテ長野康業ノ上野国守ニ任ゼラレテ群馬郡浜川ノ地ニ在リシ時ニ際リ之ヲ創削シタルモノナリ」にある「無慮一千年以前」という曖昧な表現をどのように説明するのが、新たな問題として浮上してきた。『長野堰史』において、長野康業は業国の15代後の子孫であることを述べている。それは、長年寺系図から確認することが可能で、15世という世代数も一致している。また、守護職であったという添え書きも、当時の平均寿命から割り出された康業の生存時期に鎌倉幕府が設けた職位であったことから合致しているが、仮に康業が実在したとして、守護職であった康業が、灌漑用水を開削する動機があったのが焦点となった。

前述したように、守護は鎌倉・室町幕府の職制で、国ごとにおかれた軍事・行政官であった。その際、幕府は守護の職掌について、大番役の御家人の指揮・監督と謀反人・殺害人などの追捕と規定し、国衙行政への関与と土地・住民の支配を禁じていたとされ、このことから、守護職であった康業が農業用水を開削したと考えるのは難しいと思われる。その際、康業は浜川に住んでいたとされる。浜川地域は、相馬ヶ原扇状地の先端地域にあたり、榛名山の伏流水が湧出し、湧水池や小河川を利用した灌漑が進められてきたとされる⁴⁸⁾。したがって、浜川地域に農業用水を開発する必要性は低く、浜川から離れた小埜地方に農業用水を開発したと考えるのも、鎌倉時代においては合理的に説明ができない。

ここで改めて、『長野堰史』の記述に目を向けると、やや踏み込んだ解釈をおこなえば、『長野堰史』の執筆者・新井馬吉が康業について、「後二業重ノ孫業国上野国守ニ任ゼラレテ新タニ石上ノ姓ヲ賜ル其ノ十五世ノ孫ハ即チ康業ナリ」と述べたのは、新井自身、康業が記載されている長野氏系図を見て、康業の生存時代を割り出し、康業はおおよそ1,000年以前には存在していなかったということを主張したかったのではないかと受け取れる。新井は、資料を集めて『長野堰史』を執筆しようとしたものの、前述したように資料が入手できなかった中、康業が業国の15代後の子孫であることを系図の閲覧によって知ったのではないだろうか。しかし、それを裏付ける資料が入手できなかったため、聞いた話として「聞ク長野堰ハ無慮一千年以前ニ於イテ長野康業」云々と書いた可能性も否定できない。あるいはまったく別の可能性としては、千年は、多くの年、非常に長い年月の喩えとして用いられることもあるため、具体的な年代ではなく、はるか昔、といった程度の意味で「一千年」と用いたとも考えられなくはない。いずれにせよ、新井自身が確信を持って書いたものではないことが窺われる。

本稿においても、長野堰の開削年を確定することはできなかったが、群馬県埋蔵文化調査事

業団が高崎競馬場遺跡⁴⁹⁾において発掘した長野堰の遺構の科学分析の結果、近世に実在したとする研究結果がある。それ以前に長野堰の流路に自然河川が存在していたとしても、それは人工的に開発された長野堰、灌漑用水が存在していたということにはならない。なぜなら、16kmに及ぶ灌漑施設を開発する社会的背景、開発者が見当たらないからである。

このように考えてみると、長野堰史の開削者は一体誰だったのか、開削者として伝えられている長野康業は、我々が触れることができた系図に現れた康業であったのか、そうではなかったのか、謎のままである。前述したように、室田山長年寺文書の一つである「長野由来記」には、康業は上州守護として浜川に住んでいたこと、康業から三一代目が伊予守業尚であると、わざわざ書かれていることから、康業は、長野氏一族の中で重要人物だった可能性も否定できない。

本稿で検証した鎌倉時代説は、康業の生存時期を系図上で追うと導き出されるが、土地と農民の支配を認められていなかった鎌倉時代前期の守護職が、幕府に逆らって農業生産のために用水を建設したとは考えられないことから、康業が仮に実在したとしても、この時期に長野堰を掘削したとは考え難い。そのため、箕輪城築城の時期に、地域を支配した長野氏が地域統治を強化するために用水を開削し、農業生産力を高めたという室町時代中後期開削説が最も有力な答えのようにも考えられる。箕輪城近くの白川から取水し、上芝村から楽間村、上小埜村へと流れて井野川に流入する十二堰（早瀬川）は、開削時期が明確ではないものの、長野氏が開発したと言われている。これらの村々は、箕輪から連続して見渡せる範囲内にある。長野堰流域において長野氏が支配した地域は、長野堰の上流域の小埜地方までであったとされることから、長野氏が現在の長野堰の流路全てを開削したとは考えることは難しい。西新波堰と呼ばれた現長野堰の原型は、長野郷と呼ばれた長野氏の勢力範囲において開削されたと考えると合理的に説明することができる。中世、近世におけるかんがい用水の開発は、領主の地域支配との関係から捉えることが重要だと思われる。

戦国時代、長野氏の支配地域のその下流には和田氏、倉賀野氏が領主として支配していた。和田氏は、鎌倉時代に赤坂の庄に定着し、和田城を築城した。倉賀野氏も鎌倉時代に倉賀野に館を構え、それぞれの地域を支配していた。1520年代後半に箕輪城第三代城主となった長野業政の子女は、和田氏、倉賀野氏に嫁ぎ、同盟関係にあった。すなわち、長野堰流域は、上流側から長野氏、和田氏、倉賀野氏と並んでいた。こうした関係から、三氏の支配地域を貫く水路開削に結びついた可能性を全く否定することはできないが、そうした記録は現時点では見当たらない。

1598年に高崎藩が立藩された。高崎藩は、石高確保のために浸透性の高い火山性扇状地と台地の地質構造を克服する必要があり、高崎藩古領内を貫流する農業用水を必要とした。高崎藩は、長野氏が一定程度の長さを開削しておいた後を整備したとも考えられる。

太閤検地以降、石高が地力を表現するようになると、領主は、与えられた石高の米の生産を確保することが幕府との関係において重要となった。それに伴い新田開発が盛んとなり、農業用水も整備された。現在の長野堰の流路ができあがったのは、高崎藩の立藩後、古領の石高を確保するには農業用水が重要であり、長野氏が開削した水路と自然河川をつなげて高崎台地上の古領全域に農業用水が行き渡るように整備したとも考えることができる。一六四四年の正保国絵図に現在の頭首工から下流倉賀野までの現長野堰の水路が描かれていることから、大まか

に言えば、箕輪城が築城された1500年前後頃から国絵図に現れる1645年の間に、長野氏と高崎藩によって、現在の流路に近い用水路が形成されたと考えられるのではないだろうか。

【付記】本稿は、高崎経済大学地域科学研究所の長野堰研究プロジェクトの成果の一部である。研究を進めるに当たり、室田山長年寺住職・喜美候部謙史様、株式会社ナリヒラ取締役会長・長野正弘様、群馬県埋蔵文化財調査事業団からご教示をいただいた。記して感謝申し上げます。

【注】

- 1) 農林水産省ホームページ。 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/his.html>（最終閲覧日2020.8.14）。
- 2) 新井馬吉『長野堰史』、群馬郡役所、1904。
- 3) 新井信男「烏川筋「長野堰」土地改良区の運営の変貌に関する調査」、高崎経済大学産業研究所所報6、1971、pp.79-110。
- 4) 長野堰土地改良区ホームページ <http://naganoseki.or.jp/history/history.html>（最終閲覧日2020.8.14）
- 5) 高崎市ホームページ <https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2016072100058/>（最終閲覧日2020.8.14）
- 6) 農林水産省・疏水百選・長野堰用水（群馬県）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/midori/m_walk/course3/029nag/index.html（最終閲覧日2020.8.14）
- 7) 農林水産省・疎水名鑑 http://midori.inakajin.or.jp/sosui_old/gunma/a/375/index.html（最終閲覧日2020.8.14）
- 8) 長野氏の勢力範囲は、現長野堰の上流部にあたる小埜地方までと言われている（後掲（10）、p.60）。戦国時代、小埜地方の下流方は、和田氏、倉賀野氏が支配していた。ただし、1520年代後半に箕輪城第三代城主となった長野業政は12人の子女を和田氏、倉賀野氏など西上州を中心とした有力国衆へと嫁がせ血縁関係を結び、同盟関係を強化することで実質的な勢力範囲を拡大したと伝えられている（後掲（10）、pp.94-101）。このことから、業政が現在の長野堰と同様に倉賀野まで開削した動機として十分な可能性はあるものの、今現在、それを記した古文書類は存在していない。
- 9) 原文は、It has long been told that construction of the Naganoseki Irrigation Canal began about 1000 years ago. Its completion can be confirmed nearly 400 years ago at the late-st, as the canal is clearly depicted in a hand-drawn map of Gunma prefecture from 1645 (National Diet Library Collection). <https://www.icid.org/HisMore.php?ID=62>（最終閲覧日2020.8.14）。この英文中の1645とは、国立国会図書館が所有している「正保国絵図」のことを指しており、この絵図で長野堰が描かれていることが確認できるとされている。この絵図では、烏川からの取水口は現在地と同じに見え、また白川とは平面交差しているように描かれている。一方、『群馬郡誌』に収録されている「群馬郡往昔図」は考古学者の鑑定によって正保年間（1644～1648）の製図によるものとされている。この図において長野堰の取水口は白川であるように描かれている。考古学者の鑑定が正しければ、正保年間に取水口が異なる二種類の地図が存在することになり、さ

らに検証が必要であるようにも思われる。

- 10) 近藤義雄『箕輪城と長野氏』, 戎光祥出版, 2011, pp.59-60。
- 11) 群馬郡教育会『群馬郡誌 上巻』(復刻版), 名著出版, 1925, pp.47-48。
- 12) 高崎市『高崎市史 第二巻』, 1970, p.383。
- 13) 岡田清美『概観 高崎市史』, 1961, 高崎市, p.30。
- 14) 高崎市史編さん委員会『新編高崎市史 通史編4 近代現代』, 高崎市, 2000, p.474。
- 15) 高崎市史編さん委員会『新編高崎市史 通史編2 中世』, 高崎市, 2000, p.436。
- 16) 高崎市史編さん委員会『新編高崎市史 通史編3 近世』, 高崎市, 2004, p.231。
- 17) 牧 隆泰『日本水利施設進展の研究』, 土木雑誌社, 1958, pp.140-144。
- 18) 高崎市史編さん委員会『新編高崎市史 資料編2 原始古代』, 高崎市, 2000, p.515。
- 19) 前掲2), 凡例 p.1。
- 20) 豊田義孝『箕輪町史考』, 箕輪史跡保存会, 1928, pp.34-35。
- 21) 高崎市浜川町・長野正弘氏の話による。
- 22) 前掲10), p.14。
- 23) 前掲10), pp.32-33。
- 24) 長野村誌編纂委員会『長野村誌』, 長野村, 1955, pp.7-8。
- 25) 箕郷町誌編纂委員会『箕郷町誌』, 箕郷町, 1975, p.965。
- 26) 前掲25), p.967。
- 27) 日本姓氏語源辞典 <https://name-power.net/> (最終閲覧日2020.6.28)
- 28) 千鹿野茂編『統家紋にたどるあなたの家系』, 統群書類従完成会, 1998, p.219。
- 29) 柄沢文弥編『室田山長年寺史』, 1973, pp.9-10。
- 30) 系図に附属している「由来記」には, 文化12(1815)年)9月と記されている。
- 31) 日本史広辞典編集委員会編『日本史小辞典〔新版〕』, 2001, 山川出版社参照。
- 32) いろは出版編『寿命図鑑』, いろは出版, 2016, p.79。
- 33) 前掲31) 参照。
- 34) 康業以降, 1500年前後に箕輪城を築城したとされる業尚までの時間をみると, 同様に17歳で継承したとすると, 後述する長年寺系図では578年を要し, 業尚は1781年頃に生存していたことになり, 史実とは相当の隔たりが生じる。一方, 上野国に居なかったと思われる長野氏一族を除いている浜川系図では13代221年を必要とすることから, 1424年となる。箕輪城築城より60年早い計算となるが, 13代全ての没年齢が判明しているわけではなく, 初代・業平が55歳で没していることなどを勘案すると大きくは外れているとは言えない。
- 35) 長野佐九家所蔵 (なお複製史料の閲覧は群馬県立文書館で行った)。
- 36) 長純寺所蔵 (なお複製史料の閲覧は群馬県立文書館で行った)。
- 37) 前掲10), p.32。
- 38) 前掲10), p.59。
- 39) 前掲20), p.530。
- 40) 前掲31), p.463。
- 41) 中西聡編『日本経済の歴史 列島経済史入門』, 名古屋大学出版会, 2013, p.37。

- 42) 上毛新聞社出版局『上州の城 下巻』, 上毛新聞社, 1975, p.5。
- 43) 前掲10), p.60。
- 44) 前掲10), p.47。
- 45) 前掲10), p.68。
- 46) 前掲20), p.35。
- 47) この点については、近世において、上野国では土壌条件によって田より畑が卓越していたものの、長野堰流域の村々は田が卓越していたことも窺われる。詳しくは、2021年3月刊行予定の高崎経済大学地域科学研究所編『農業用水と地域再生－高崎市・長野堰の事例－』日本経済評論社刊を参照されたい。
- 48) 前掲10), p.57。
- 49) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「発掘調査で確認された長野堰関連の可能性を有する遺構について」, 2020。このレポートは、同事業団のご好意により、公式報告書の刊行前に公表いただいたものである。詳細は、2021年3月に刊行予定の高崎経済大学地域科学研究所編『農業用水と地域再生－高崎市・長野堰の事例－』日本経済評論社刊に収録される。

〔注以外の参考文献〕

- 古島敏雄『土地に刻まれた歴史』岩波書店, 1967。
- 藤田佳久「450年の歴史を刻んだ松原用水（東三河）の歴史地理学的研究」, 愛知大学総合郷土研究所紀要64輯, 2019, pp.69-95。